

令和元年10月から施設使用料が変わります

令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、鳥取市内にあるスポーツ施設や社会教育関係施設などの使用料の一部見直しを行います。
東郷体育館は以下のとおり変更となります。（令和元年10月1日から改定）

【変更内容】

器具使用料（4時間あたり） バレーボール・テニス用具 320円 → 330円
バドミントン・卓球用具 100円 → 110円

		地区内			地区外		
		施設使用料 (1時間あたり)	器具使用料 (4時間あたり)	照明使用料 (1時間あたり)	施設使用料 (1時間あたり)	器具使用料 (4時間あたり)	照明使用料 (1時間あたり)
平日・土 日祝日	小学生 中学生	0円	0円	0円	100円	有料 (別記一覧のとおり)	270円
	高校生	0円	0円	270円	200円	有料 (別記一覧のとおり)	270円
	一般	0円	0円	270円	200円	有料 (別記一覧のとおり)	270円
	高齢者 (65歳以上)	0円	0円	270円	100円	有料 (別記一覧のとおり)	270円
	障がい者等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	市の主催事業、 学校教育活動等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
土日祝日 のみ	小学生・中学生 (市民に限る。) の個人使用(予 約なしで使用す る場合)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

☆ 1時間未満は、1時間とする。

☆ 施設使用料は、連続して3時間以上使用する場合、この表に定める額の9割の額とする。

☆ 照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。

※ 「地区内」とは、地区内の勤務者・居住者をいう。

※ 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

※ 「障がい者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

※ 「学校教育活動等」とは市内中学校部活動・市内幼稚園活動・鳥取市小中体育連盟主催大会・高校体育連盟主催大会を言い、スポーツ少年団及びそれに準ずるクラブ・団体等の活動は含まれない。

器具使用料

	単位	使用料 (※1回につき)
バレーボール	1対	330円
テニス	1対	330円
バドミントン	1対	110円
卓球	1対	110円

※1回とは、4時間以内